

(参考様式2)

事前点検シート

| | | | |
|----------------|----------------------------|-------------|-----------------------|
| ふりがな | こおりやまし | ふりがな | こおりやましのうさんそんかつせいかけいかく |
| 計画主体名 | 郡山市 | 活性化計画名 | 郡山市農山村活性化計画 |
| 計画期間 事業実施期間 | 令和2年度～令和5年度 令和2年度～令和2年度 | 総事業費(交付金) | 611,332千円(233,667千円) |
| 活性化計画目標 | 農産物直売所等の売上額の向上 | 事業活用活性化計画目標 | 農林水産物等の販売・加工促進 |

| | | | |
|------------|-----------|-------------|-------|
| 計画主体 確認の日付 | 令和2年2月14日 | 農林水産省 確認の日付 | 年 月 日 |
|------------|-----------|-------------|-------|

1 計画全体について

| 番号 | 項目 | チェック欄 | | 判断根拠 |
|-----|---|-------|-------|--|
| | | 計画主体 | 農林水産省 | |
| 1-1 | 活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | ○ | | 活性化計画の目標である農業者の所得向上及び都市・農村の交流促進は、活性化法及び国が策定した基本方針の趣旨である都市農村交流促進による農山漁村の活性化と適合する。 |
| | 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか | ○ | | 目標の農林水産物等の販売・加工促進、評価指標の地域産物の販売額の増加、新商品開発に対して、地域連携販売力強化施設の整備は妥当である。 |
| | 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。 | ○ | | 活性化計画目標の直売額増加及び都市農村交流の促進と、事業活用活性化計画目標の農林水産物等の販売・加工促進は整合が取れている。 |

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 1-2 | 計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。 | ○ | | 郡山市活性化計画を実施していたが、平成 30 年度に目標の達成率が 106.61%に達した。 |
| 1-3 | 市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | ○ | | 「第3次郡山市食と農の基本計画」の地産地消の推進による地元農産物の消費拡大の基本施策として農産物直売所の設置・拡充等の支援（P26）、「郡山市6次産業化推進計画」の出口づくりの推進方策として対面販売の推進と直売所等への支援（P33）と整合性がとれている。 |
| 1-4 | 活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | ○ | | 事業実施内容について、JA福島さくら通常総代会において総代の総人数1,000人のうち983人の出席のもと、議決を受けた。 根拠資料：JA福島さくら第4回通常総代会議案書 |
| | 活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか | ○ | | JA福島さくら通常総代会の出席者983人のうち女性の出席者は109人で、割合は11%であった。 |
| 1-5 | 事業の推進体制は確立されているか | ○ | | 活性化計画等に位置付けている事業の推進のため、JA組合員で運営委員会を設立予定である。 |
| 1-6 | 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | ○ | | 活性化計画目標の直売額増加及び都市農村交流の促進と、事業活用活性化計画目標の農林水産物等の販売・加工促進は、都市部等からの観光客等を見込んだものであり、交流促進の目的と整合性が取れている。 |
| | 農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか | - | - | 該当なし |
| 1-7 | 計画期間・実施期間は適切か | ○ | | 事業実施については、令和3年1月竣工、同年3月供用開始を予定しており、実施期間1年は適切である。また、令和3年4月～令和6年3月の3年間を評価期間として設けており、令和2年度～令和5年度の計画期間は適切である。 |

| | | | | |
|------|------------------------------------|---|--|--|
| 1-8 | 事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか | ○ | | 農振除外については令和元年 10 月 29 日に除外決定済みである。農地転用及び開発許可については令和 2 年 2 月 28 日に農業委員会及び開発建築指導課へ許可申請予定、同年 3 月 24 日に許可を受ける見込みである。 |
| 1-9 | 交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備要望事業費 434,335 千円 ・上限事業費=1,498.25 m²×290 千円/m²=434,492 千円 ・外構工事費要望事業費 33,000 千円 ・交付限度額 = (434,335+33,000) ×1/2=233,667 千円 |
| 1-10 | 活性化計画区域の設定は適切か | ○ | | 活性化計画区域の中に市街地を形成している地域は含まれていない。本区域の総面積 68,834ha のうち田畑の耕地面積は 15,709ha、森林の面積は 31,674ha、合計 47,383ha で、農林地が占める割合は 68.8%である。また、本区域の 15 歳以上の就労者数 32,020 人の内農業に従事する者は 3,271 人と全体の 10.2%を占めている。 |

2 個別事業について

| 番号 | 項目 | チェック欄 | | 判断根拠 |
|-----|---|-------|-------|--|
| | | 計画主体 | 農林水産省 | |
| 2-1 | 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | ○ | | 今回、新規に取り組む事業である。 |
| 2-2 | 土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか | ○ | | 構造計算を行っている最中であり、令和 2 年 4 月末までに完了し、十分な安全性等を確保する見通しである。また、設計・施工等における検査体制については、民間の建築会社に委託する予定である。 |
| | 実施要領別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流 | ○ | | 木造の施設であり、また、内装にも積極的に木材を使用する予定である。 |

| | | | | |
|-----|---|---|---|--|
| | <p>促進施設、㉗の地域連携販売力強化施設、㉘の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉙の教養文化・知識習得施設、㉚の地域資源活用起業支援施設及び㉛の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p> | | | |
| | <p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p> | ○ | | <p>構造計算を行っている最中であり、令和 2 年 4 月末までに完了し、法令等に定める基準を満たすものとなる見通しである。 根拠資料：構造設計・検討の進捗について</p> |
| 2-3 | <p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p> | - | - | 該当無し |
| 2-4 | <p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p> | ○ | | <p>施設は木造建築物であることから耐用年数は 22 年である。電気設備 15 年、空調設備 13 年、給排水設備及び衛生設備 15 年等であり、全て耐用年数 5 年以上である。 根拠資料：総合耐用年数算出方法 減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p> |
| 2-5 | <p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p> | | | |
| | <p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p> | ○ | | <p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき算定した。 【発生する効果】 農林水産物販売促進効果 2,020 千円、交流施設利用費用 2,247 千円、コミュニティ活動促進効果 255 千円、地域資源加工効果 2,081 千円、地域農林漁業等波及効果 702 千円、地域関連産業波及効果 14,985 千円、就業機会増加効果 30,000 千円、維持管理費等節減効果 9 千円、年総効果額 52,299 千円</p> |

| | | | | |
|-----|---|---|--|---|
| | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | ○ | | 投資効率=1.007 |
| 2-6 | 事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか | ○ | | <p>事業内容（農産物等直売所整備）、事業実施主体（農業協同組合）は事前点検シートの項目以外の実施要領及び運用に定める要件及び基準をすべて満たしている。</p> <p>事業メニュー：㊸地域連携販売力強化施設</p> <p>要件類別：農山漁村交流対策型</p> <p>本事業内容は別表3の2-第1-1-(1)「多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備」にあたり、別表3の2-第1-2-(1)より㊸地域連携販売力強化施設の要件を満たす。また、別表3の2-第1-3-(1)より農業協同組合は㊸地域連携販売力強化施設の事業実施主体になりえる。</p> |
| 2-7 | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | ○ | | 農業協同組合に対する交付であり、当該組合が定める利用計画に従って利用させるものであり目的外使用の恐れはない。 |
| 2-8 | 施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か | | | |
| | 地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか | ○ | | <p>隣接するカルチャーパーク（市営遊園地）のH30利用者数は1,385千人であり、今後も同程度の利用者数が見込まれ、地域内の既存施設（各直売所）のH30利用者数が932千人であることを踏まえて、利用計画を策定した。</p> <p>該当箇所：利用計画Ⅱ-2</p> |
| | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | ○ | | <p>愛情館（郡山市）H30売上額1,006,405千円、利用者数517千人、はたけんぼ（須賀川市）H30売上額1,189,193千円、利用者数571千人、ふぁーせるたむら（田村市）H30売上額339,048千円、利用者数184千人の利用状況等を踏まえている。</p> <p>該当箇所：利用計画Ⅱ-2</p> |

| | | | | |
|------|--|---|--|---|
| | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | ○ | | 整備する農産物等直売所の利用者は出荷者 770 人で、出荷可能額は最大 19 億円（うち計画区域内の出荷可能額 16 億 6 千万円）であるとして利用計画を作成した。 該当箇所：利用計画Ⅱ-2、別添資料 7-出荷力の算定 |
| | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | ○ | | 基幹道路の県道郡山長沼線（県道 47 号）沿いにあり、郡山南インターチェンジから当該施設までの距離は 1.5 km と近く、また、隣接する市の観光施設であるカルチャーパークと同時期にイベントを開催することとして利用計画を策定している。 該当箇所：利用計画Ⅱ-2、V-1-(2) |
| | ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか | ○ | | 農産物には個々に生産者の個人名を表示し、個人名そのもののブランド化による販売力と出荷品質の向上を図る。また、優良出荷者のコーナーを設け利用者にアピールするとともに他の出荷者の競争意欲発露による全体的な品質向上に結び付ける。 該当箇所：利用計画Ⅲ-4 |
| 2-9 | 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか | ○ | | 施設の運営委員会の構成員に女性部員を入れ、女性の意見を反映させて顧客利用満足度向上に努める。また、女性部員らが講師となり定期的に料理教室や食農イベントを開催し、女性の活躍の場を増やす。 |
| 2-10 | 事業費積算等は適正か | | | |
| | 過大な積算としていないか | ○ | | 利用計画に沿って規模は適正である。また、今回整備する農産物等直売所の整備単価は 408 千円/㎡であり、近傍（田村市）の類似施設の整備単価 442.2 千円/㎡（税抜）に比して適正と認められ、過大な積算となっていない。 |
| | 建設・整備コストの低減に努めているか | ○ | | 廃用される施設の備品で再利用可能なものは新施設で利用し、コスト低減を図る。 |
| | 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか） | ○ | | 附帯施設として駐車場を整備する。同規模の近隣類似施設と比較して客用駐車場台数 161 台、関係者用駐車場台数 35 台は適正であ |

| | | | | |
|------|---|---|---|---|
| | | | | る。 |
| | 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか） | - | - | 該当なし |
| 2-11 | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か | ○ | | 農産物直売促進及び都市農村交流促進という目的から勘案して、インターチェンジ付近、幹線道路沿い、観光施設に隣接している現在の整備地が最適と判断した。 |
| 2-12 | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | ○ | | 事業実施主体が賃借している土地において整備する。土地貸借契約期間は令和2年3月1日からの30年間である（総合耐用年数は18年）。農振農用地区域及び市街化調整区域の農地であるが、農振は除外済み、農地転用及び開発許可については令和2年2月28日に農業委員会及び開発建築指導課へ許可申請予定、同年3月24日に許可を受ける見込みである。 根拠資料：土地貸借契約書の写し |
| 2-13 | 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか | - | - | 該当なし |
| 2-14 | 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | | |
| | 実施要領別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか | - | - | 該当なし |
| | 整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く） | ○ | | 延べ床面積は1498.25㎡である。 |

| | | | | |
|------|---|---|--|--|
| | 施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか) | ○ | | 上限事業費は 1498.25 m ² ×290 千円=434,492 千円以内とし、これを超える部分については交付の対象外であり、事業実施主体の自己資金によるものとする。 |
| 2-15 | 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか | | | |
| | 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか | ○ | | JA 管内直売所との連携で、郡山市、田村市、いわき市まで広がる産地間交流（産地間交流車の運行）で産地リレーによる棚ぞろえの充実を図るなど、地域内外の相互連携の促進を図っている。 |
| | 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか | ○ | | 施設で販売する農産物には生産者の個人名を表示し、優良出荷者のコーナーを設けることで個人名そのものをブランド化し、販売力と出荷品質の向上を図る。 |
| | 1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか | ○ | | 通年運営するものであり、売り上げの見込みは初年度7億円、雇用者数の見込みは26人である。 根拠：利用計画添付資料8.事業回収シミュレーション |
| | 6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか | ○ | | 女性部や連携協定学校の学生による弁当や加工品を開発・販売して6次化を目指す。また、当該施設の運営メンバーに女性を入れ、女性を一定数雇用し女性参画の促進に寄与する施設である。 |
| 2-16 | 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | ○ | | 自己資金により整備することとし、JA 福島さくらの総代会において承認済みである。 根拠資料：JA 福島さくら第4回通常総代会議案書 |
| 2-17 | 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か | ○ | | 一般競争入札に付す予定である。 |
| 2-18 | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか | | | |
| | 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか） | ○ | | JA 福島さくらにおいて適正に維持管理を行うとともに、原価償却費等を内部留保することによって更新に備える。また維持管理費に関しては収支計画に計上し適切に行う。 |

| | | | | |
|------|--|---|--|---|
| | 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | ○ | | 策定している。初年度は収入が 133 百万円、支出が人件費、維持管理費、減価償却費等 172 百万円を見込んでおり収支がマイナスだが、売上が年 10%ずつ増えると 5 年後には損益累計がプラスに転じ収支の均衡は取れる。また、中小企業診断士による経営診断を受け、適正との結果であった。 根拠資料：経営診断結果の写し |
| 2-19 | 他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | ○ | | 他の事業との合体施行等の予定はない。 |
| 2-20 | 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。） | ○ | | 予定も含め、申請はない。 |
| 2-21 | 生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか | ○ | | 農家の所得向上や都市と農村の交流を主たる目的とする施設整備である。 |
| 2-22 | 他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか | ○ | | 活用可能と考えられる他の施策がない。 |
| 2-23 | 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。） | ○ | | 取組名：地域別農業振興計画 根拠資料：令和 2 年度中山間地農業ルネッサンス事業に係る将来ビジョン（郡山市）及び市から県への報告文書 |

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。